

令和5年度生野区ホームページバナー広告掲載募集要項

1. 募集ページ 生野区ホームページ トップページ下部
URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/>
2. アクセス件数 月間：約8,500件（令和4年1月～令和4年12月の平均）
※参考データであり、アクセス件数の保証ではありません
3. 広告掲載料 1 枠あたり 月額 5,100 円
4. 広告枠数 20枠程度
5. 広告掲載期間
令和5年5月1日から令和6年4月30日まで（1ヶ月単位）
 - ・広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、掲載期間を指定できます。
 - ・メンテナンス等によるホームページの閉鎖期間も広告掲載期間に含まれます。
 - ・バナー広告の掲載位置については指定できません。
6. バナー広告の規格
 - ・縦60ピクセル×横120ピクセル
 - ・ファイル形式 GIF(アニメ可)、JPEG、PNG
 - ・データ容量 15キロバイト程度
 - ・画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくなるように、光感受性発作を誘発させないようにしてください。
 - ・バナー広告の画像データは、申込者の負担で作成してください。
7. 掲載できない広告
「大阪市広告掲載要綱」第4条、「大阪市生野区役所広告掲載要領」第5条及び第6条の各号に該当するもの
8. 申込方法
掲載希望期間の初日(各月の1日)の前々月の第1開庁日までに「生野区ホームページバナー広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ生野区役所企画総務課へ送付または直接窓口にてお申込みください。
バナー広告掲載申込書など関係書類は、生野区ホームページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/>) からダウンロードできます。

9. 申込後の流れ

- (1) 生野区役所から掲載の可否の決定通知書および掲載決定分については、広告掲載料の納入通知書が届きます。
- (2) 掲載の決定を受けた者は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に広告掲載料を納入してください。
- (3) 掲載するバナー広告については、指定期日の3日前までに画像データをメール等で生野区役所企画総務課あて提出してください。
- (4) 掲載するバナー広告については、大阪市長生野区役所広告掲載審査委員会の承認を受けることとなります。

10. その他

- (1) 申込みにあたっては、「大阪市生野区役所広告掲載要領」、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市生野区ホームページバナー広告表現ガイドライン」を参照してください。
- (2) 広告掲載の取下げは、書面にて受け付けます。ただし、納付済みの広告掲載料は返還いたしません。
- (3) 本要項に記載のない事項については、必要に応じ生野区役所企画総務課と協議のうえ定めることとします。

11. 提出・連絡先 大阪市生野区役所 企画総務課
〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19
電話：06 (6715) 9683
FAX：06 (6717) 1160
メール：to0001@city.osaka.lg.jp